

高砂市公共施設システム導入業務委託 プロポーザルに係る質問回答書

(令和5年5月10日回答)

番号	該当箇所	内容	回答
1	プロポーザル実施要領 p.5 7. 企画提案書の提出	登記事項証明書により、弊社の本店は東京都にあるため、高砂市の市税に関しては納付する立場にありません。このような明確な場合でも「市税完納証明書交付申請書」に基づく証明が必要でしょうか。	必要です。
2	プロポーザル実施要領 p.5 7. 企画提案書の提出	上記番号1 において必要と判断された場合、「市税完納証明書交付申請書」について郵送での申請は可能でしょうか。	「市税完納証明書」について、郵送による申請は可能です。切手を貼った返信用封筒に住所を記入し、手数料分(300円)の定額小為替をおつりのないように同封してください。なお、課税記録なしの場合、定額小為替は返送します。詳しくは市ホームページ(ID:5954)をご参照ください。